

奈良県教育委員会教育長訓令第六号

県立学校

奈良県立高等学校等職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 富岡 将人

第一条及び第二条第一号中「奈良県立の」の下に「中学校、」を加える。

第十二条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 福利課長

第十六条中「保健体育課」を「教職員課」に改める。